

写真撮影・写真原板使用等申請要項 (平成31年2月8日更新)

東京藝術大学が所有する美術品、工芸品、考古資料等の写真原板の使用および写真撮影（テレビ撮影等を含む）は、本学規定に基づき、教育研究に支障がない限り許可しております。

1. 提出書類

- (1) **写真撮影等許可申請書**：本学所定の書式。
申請者が法人の場合は、法人印を押印のこと。
下記を参照の上、**被写物の名称・種別・物品番号**を明記。
*HP上「収蔵品データベース」
<<http://jmapps.ne.jp/geidai/>>
*研究資料ページ
<http://www.geidai.ac.jp/museum/collection/research_materials_ja.htm>
*研究資料検索ページ
<http://jmapps.ne.jp/geidai_research_materials/>
*『東京藝術大学芸術資料館（大学美術館）蔵品目録』
※ 作品貸出に伴う展覧会に使用する場合、転載および再販をする場合、「その他」欄に明記。

- (2) **簡単な企画書**：写真原板の使用・撮影の目的を明記。
出版物の場合は概要。放映の場合は概要、放映日及び放映回数。（TV等で放映する場合再放送の予定回数を明記。申請した回数を超えて放映する場合再申請が必要）電子媒体の場合は画像サイズ等を記載した仕様書。学術目的の場合は研究計画書。

- (3) **著作権者の承諾書**：当該作品に著作権がある場合、著作権者の承諾書の写し（任意書式・書面）。著作権者に直接連絡の上、承諾書を取得してください。本学から著作権者の氏名・連絡先等を教えることはできません。藤田嗣治作品使用の場合、日本美術著作権協会の承諾書の写しが必要（下記参照）。著作権の有無に関わらず必要となります。

■一般社団法人 日本美術著作権協会（JASPAR）担当：河村
TEL 03-6226-5951 ホームページ <http://jaspar.or.jp/>

- (4) **許可書・写真原板の郵送費用**
画像データファイルをCDもしくはファイル転送サービスにて送付しております。申請書の**その他欄**に、CD/ファイル転送サービス/画像不要のいずれかを記載してください。
・CD簡易書留送付→切手450円と返信用封筒同封
・CD宅急便着払い→その他欄に「CD着払い希望」と記入
・CDレターパック送付→レターパックを同封（レターバックライト・レターパックプラス共に可）
・ファイル転送サービス→82円切手と返信用封筒同封
・画像不要→82円切手と返信用封筒同封

2. 提出方法・提出先

下記窓口まで、送付または持参により原本をご提出ください。

※画像到着希望日の**2週間前まで**にご提出ください。

〒110-8714

東京都台東区上野公園12-8

東京藝術大学大学美術館 管理係

TEL 050-5525-2440, 2441

FAX 03-5685-7805

E-mail kanri@ml.geidai.ac.jp

3. 許可の通知・ご請求

申請書類の受領後、決裁を経て許可がおりましたら、**許可書（請求書）**および**画像データ**を送付。（画像にもよりますが、約2週間後になります。）

※ **許可書（請求書）記載の料金を納入期限（請求日の翌月末）までに指定の口座にお振込みください。**期限を過ぎますと**延滞金**が発生する場合があります。

4. 料金

◇ **原板使用料：写真1枚につき**

出版物：3,240円（税込み）

（紙媒体・デジタル版毎に料金が発生します。）

映像：5,400円（税込み）

（放映回数毎に料金が発生します。）

※ **許可証発送後または画像送付後のキャンセルはできません。**予めご了承ください。

- ・展覧会用の図録等料金が無償になる場合があります。
- ・商品製作の場合は別途手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

5. 留意事項

下記の事項についてご注意ください。

- ・原板使用又は撮影に際しては、係員の指示に従うこと。
- ・作品の画像・映像撮影を希望する場合は、事前の連絡・申請を行うこと。（作品貸与中の無断の画像・映像撮影は許可していません。）
- ・願い出以外の目的には一切使用しないこと。
- ・掲載面のかたわらに「東京藝術大学所蔵」と記載すること。
- ・原板又は美術品等に損傷を与えた場合、その損害を弁償すること。
- ・美術品等を撮影した原板はすみやかに本館に納付すること。
- ・発行等を行ったときは、当該刊行物等を2部本学に提出すること。（映像の場合はDVD1枚、教材の場合は1部。）
- ・再版の場合についても、再申請すること。
- ・WEBへの掲載の許可期限は、公開日から1年以内。1年以上掲載する場合は、再申請すること。
- ・原板使用に際しては、無断で複製し、他の利用に供しないこと。
- ・**返信用封筒の宛名書きにフリクションボールペンは使用しないでください。消えてしまい届かないことがあります。**
- ・その他係員の指示に従うこと。